

社会保障論評23-005号 (作成日: 2023年3月13日)

「非「モデル」家庭、年金額に不安」 朝日新聞2023年3月8日付朝刊12面

- 「声」欄への投書で、「ねんきん定期便が先日届き、モデル年金の3分の1しか受給できないことがわかった。…約40年正社員で働いたが、女性で独身の私は、(夫が働き妻が専業主婦のモデル年金世帯とは)かけ離れている」との問題提起をしているものである。
- この59歳の女性の年金受給はまだ先であるが、令和4(2022)年度の年金月額、老齢基礎年金(満額)が64,816円で、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額が219,593円となっている(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202204/040103.html>)。
- 投書の誤解の分だが、2人分のモデル年金と自分1人分とを比較して「3分の1」とするのは適切ではない。約30%の妻(配偶者)分の基礎年金を除く必要があり、それで計算すると、約48%($1/3 \div 0.7$)になるが、その厚生年金部分は8,382円となって、非常に低い。
- モデル年金の厚生年金は男性をベースとして計算しているため、男女間の賃金格差はあるが、それにしても低いのは、被保険者期間が40年ではない可能性もあり、これ以上は、何とも言えない。本質的な問題は、女性単身者の年金問題が非常に深刻であることである。
- この女性は、「事務職員として20年近く勤務」とのことなので、その期間は正社員として厚生年金の適用を受けてきたのであろう。少なからぬ女性は、非正規労働者として厚生年金の適用から排除されており、その状態なら満額の基礎年金でもモデルの3割しかない。
- 「会社員の妻なら受給できる遺族年金があるはずもなく、どちらかが1人になった際の年金だけでは、到底生活できない」というのも誤解を招く。夫の老齢厚生年金の3/4の遺族厚生年金と単身の老齢厚生年金とを比較すべきであり、遺族年金を羨む表現は適切ではない。
- もっとも、「3/4」は優遇ではある。厚生年金部分を夫婦協働の獲得と考えれば「1/2」であるべきである。ここには、片働き世帯状況や男女の賃金格差への配慮が窺われるが、時代の変化の中、見直されるべき点である。ただし、適切な経過措置の設定が必要になろう。
- 本質的な問題は、共働きおよび未婚・非婚の単身者が増加する中、世帯を基準とする年金水準を考察ベースとしていて良いのかという点である。また、労働形態が多様化する中、被用者年金に重点を置き、基礎年金の問題や課題を軽視して良いのかという点である。
- 2019年財政検証における中間的ケースⅢの所得代替率は、2047年度以降、モデル年金では50.8%と50%を上回っている。しかし、単身(男性ベース)では37.7%であり、基礎年金1人分のみだと13.1%である。「到底生活できない」という状況は、広範に想定される。
- マーサー社の「グローバル年金指数ランキング」(2022年度)で、日本は44カ国中35位であり、給付の「十分性」が低い上に、制度の「持続性」は相当に低いと評価されているのも不思議ではない(<https://www.mercer.co.jp/newsroom/global-pension-index.html>)。
- 何より問題なのは、世界一のスピードで進む高齢化に対して、支給開始年齢は65歳と早期水準にとどまっている点である。支給開始年齢、男女の賃金・雇用格差、労働形態多様化の問題と、底流にある少子化問題、次期年金改正の課題は一筋縄ではいかない。(以上)